

動物病院への適切な情報提供に向けて

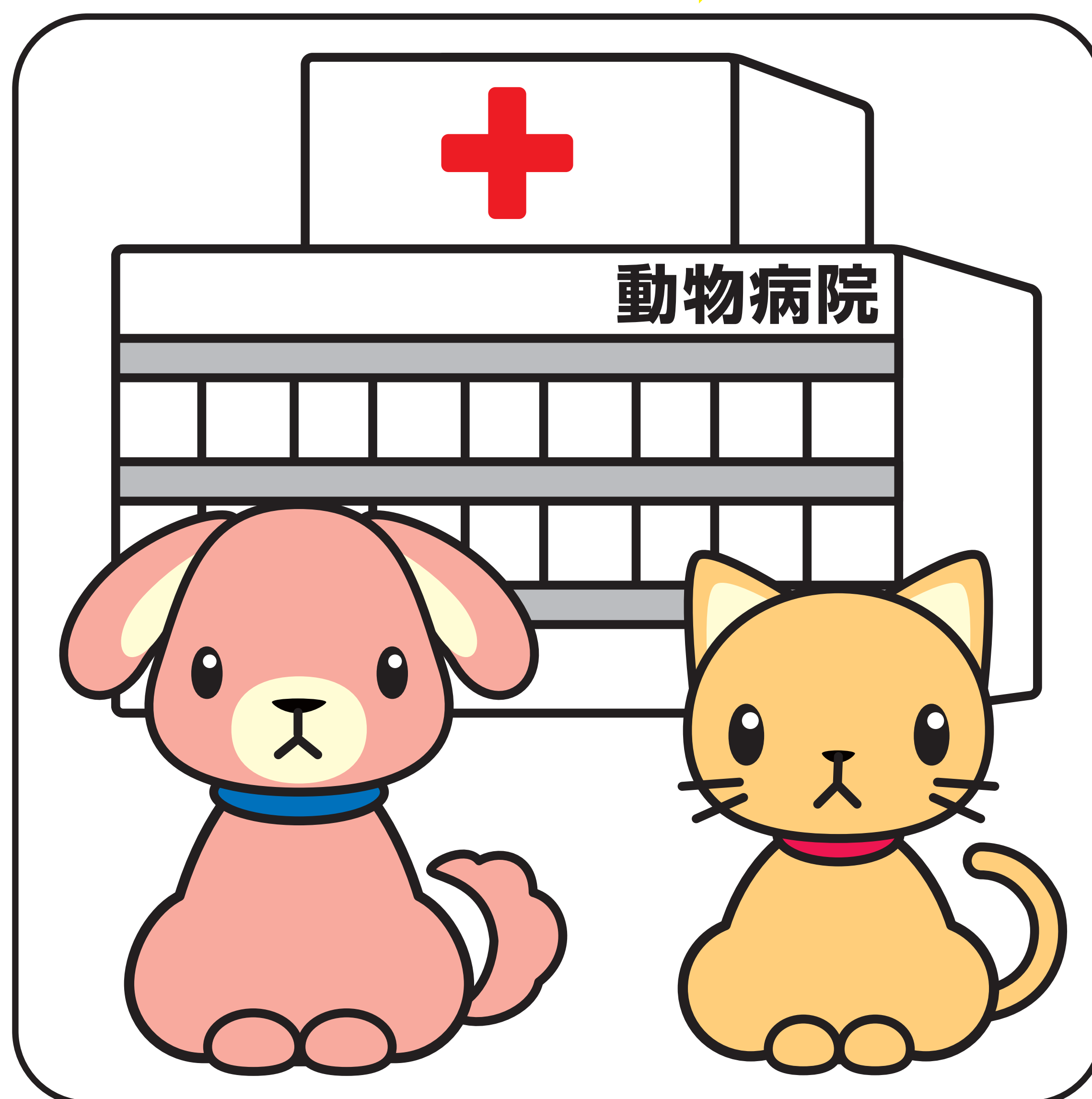
ヒト用の医療機器



動物用の医療機器



ヒト用認証資料が
動物用承認申請資料に
使用可能
(21消安第12123号)



薬事法第68条*2の違反

行為者に対する罰則

薬事法第85条

2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれに併科する。

法人に対する罰則

薬事法第90条

行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

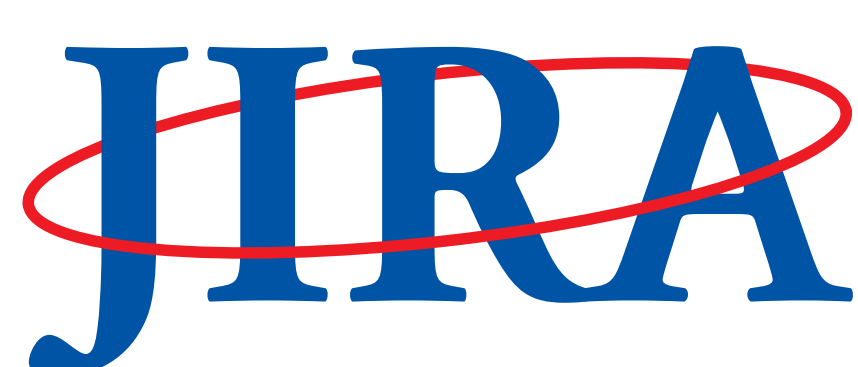
*1 薬事法第14条第1項若しくは第19条の2第1項の規定による承認又は第23条の2第1項の規定による認証を受けていないもの。

*2 薬事法第68条(承認前の医薬品等の広告の禁止)
第68条 何人も、第14条第1項又は第23条の2第1項に規定する医薬品又は医療機器であつて、まだ第14条第1項若しくは第19条の2第1項の規定による承認又は第23条の2第1項の規定による認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

動物医療に対するJIRAのミッション

1. 有用な医療機器の動物医療への上市を促進し、動物衛生の向上並びに国民の保健衛生の向上に資する。
2. 承認申請事務の効率化及び迅速化を推進する。

法規・安全部会 動物用薬事専門委員会



社団法人 日本画像医療システム工業会
Japan Industries Association of Radiological Systems